

## 学校法人鈴鹿享栄学園G T S S 奨学生細則

平成26年4月1日  
制 定

(目的)

**第1条** この細則は、学校法人鈴鹿享栄学園奨学金規程（以下「奨学金規程」という。）

第2条（種類）の規定に基づき、鈴鹿享栄学園（以下「学園」という。）の入学後の教育活動の状態により決定される奨学生のうち、学園G T S S 奨学生（Good Try Scholarship Suzuka 以下「奨学生」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(応募資格)

**第2条** 奨学生の応募資格は、本校に在籍する2学年及び3学年の生徒で、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。ただし、鈴鹿高等学校からの奨学金を既に受給している者は除く（他の団体からの奨学金は、制限しない。）。

(1) 本校の教育理念に沿った高い自己目標を設定し、目標の達成のために日々努力し成果を上げている者

(2) 自己の目標のため高等学校教育を要する者で、家庭等の金銭的事情により、在籍することが著しく困難である者

(申請)

**第3条** 奨学金受給希望者は、各年度開始時に「平成〇〇年度G T S S（鈴鹿高等学校奨学金）申込書」（様式第1号）を担任まで提出する。

2 前項申込書は、申請者の現状報告と今後の目標を記入した自薦文又は他薦文とし、学習活動・クラブ活動・生徒会活動・地域での活動・芸術活動、その他調査研究活動等々、受給資格に沿ったものとする。

(審査及び認定)

**第4条** 奨学生の認定は、各学年で選考し、奨学金委員会及び常任理事会の審査を経て、学校長が行う。ただし、この場合、理事長の承認を得なければならない。

(認定通知)

**第5条** 学校長は、申請者に対して奨学生の可否を文書（様式第2号又は様式第3号）により通知する。

(定員)

**第6条** 定員は、各年度2学年及び3学年それぞれ3名以内とする。

(奨学金支給額)

**第7条** 奨学金支給額は、授業料の半額を限度とする。

2 前項にかかわらず奨学生に決定された場合でも、高等学校等就学支援金等の対象と

なる場合には、これを優先し、残る授業料を上限として、奨学金を支給するものとする。

(期間)

**第8条** 奨学生の期間は、単年度（4月から3月まで）とし、決定が年度途中になる場合には、4月に遡り奨学金の支給を行うものとする。

2 前項の奨学金遡上支給は、学納金引落銀行口座へ振込により行うものとする。

(資格取消)

**第9条** 学園奨学金規程に基づき奨学生を取り消すべき事実が生じた場合、又は奨学金を受給すべき理由が消滅した場合、奨学生の決定を取り消すことがある。

2 学校長は、奨学生資格取消者に対し、奨学生の取消について、「平成〇〇年度G T S S 奨学生取消通知書」（様式第4号）により通知する。

(規程の改廃)

**第10条** この細則の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

#### 附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成28年5月1日から施行する。





平成 年 月 日

生 徒 名  
(保護者名)

鈴鹿高等学校  
校長 ○○ ○○ (職印省略)

平成○○年度G T S S 奨学生について（決定通知）

標記の件について、ご提出いただきました推薦書をもとに審議いたしました結果、平成○○年度のG T S S 奨学生として決定しましたので通知します。

つきましては、下記のとおり奨学金を支給いたしますので、ご確認ください。

今後とも、他生徒の模範となるよう、なお一層の努力を期待しています。

記

1. 支給金額 円  
(授業料 円の 1 / 2) × 12 ヶ月 = (年額)

2. 支給方法 ○月～○月分支給額を、学納金引落し口座に振り込みます。

振込予定日 平成 年 月 日

○月～○月分各月の学納金から、支給額を減算いたします。

以 上

平成 年 月 日

生 徒 名 様  
(保護者名 様)

鈴鹿高等学校  
校長 ○○ ○○（職印省略）

平成○○年度G T S S 奨学生について（選外通知）

標記の件について、ご提出いただきました推薦書をもとに審議いたしました結果、平成○○年度のG T S S 奨学生の選外となりましたので通知します。

奨学金支給の人数枠もありますので、ご了承ください。

今後とも、他生徒の模範となるよう、なお一層の努力を期待しています。

以 上

平成 年 月 日

生 徒 名  
(保護者名)

鈴鹿高等学校  
校長 ○○ ○○ (職印省略)

平成○○年度G T S S 奨学生取消通知書

平成○○年度G T S S 奨学生として認定しておりましたが、学校法人鈴鹿享栄学園奨学金規程第 11 条により、下記のとおり奨学金の支給を停止することが決定しましたので通知します。

つきましては、指定の月から授業料を徴収しますので、ご確認ください。

記

1. 取消内容 平成○○年度G T S S 奨学生  
円  
(授業料 円の 1 / 2) × 12 ヶ月 = (年額)
2. 取消事由 学校法人鈴鹿享栄学園奨学金規程 に該当するため。
3. 取消年月日 平成 年 月 日

平成○年○月から、奨学金の減額を停止し、所定の授業料を徴収します。

以 上